

## 「さくらねこ不妊手術事業」への参加について

【目的】 この事業への参加は、住民・行政・ボランティア・その他の協働により、野良猫の数を徐々に減らし、野良猫による住民への生活環境に係る被害を軽減・改善するとともに、動物の飼養マナーの意識啓発を図ることを趣旨としています。

単に、無秩序な給餌を続けることにより、野良猫が増える原因となったり、近隣に迷惑をかけたりにしている住民からの「野良猫に餌をあげていたら、増えてしまったので対応してもらいたい。」という要望に応えるためのものではありません。(マナーを守らない餌やりは禁止です。)

趣旨を良く理解し、給餌者が今後近隣住民に十分配慮した責任ある行動(時間を決めた給餌や排泄物の処理、トイレの設置・管理)をすることを前提として、行政やボランティアが協力するものです。

【期間】平成 年 月 日まで

【数】 \_\_\_\_\_ (チケットの提供:公益財団法人どうぶつ基金)

【チケット No.】 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

【内容】野良猫を捕獲する

⇒ **不妊手術する(子猫が産まれなくなる)**

(チケット利用⇒登録獣医師による無料手術)

⇒元の場所に戻す

⇒野良猫が一生を全うするのを見届ける

⇒野良猫が減る(⇒野良猫がいなくなる)

「捕獲から元に戻すまで」をTNRと言います。

(捕獲 Trap⇒不妊手術 Neuter⇒元に戻す Return)

野良猫の寿命は4～5年と言われているそうです。

不妊手術をして、それ以上増えなくすることで、猫による生活被害が徐々に減ることを期待できます。

【手続】 ①環境緑水課へのチケット申請

②TNR活動実施

③報告書の提出と未使用チケットの返却

※報告書は、TNR実施後すみやかに提出してください。

※元々は野良猫であっても現在飼っている猫や、里親探しを行う等、今後飼い猫とする予定の猫には原則としてチケットは使用できません。  
これらの猫は、飼い主の責任のもと不妊手術を行ってください。

それぞれの主な役割

【行政】

- ・給餌者への適正飼養の改善指導(市環境保全条例)
- ・近隣住民の被害状況の把握(相談受付)
- ・チケット(行政枠)の配布
- ・猫用捕獲器の貸出し(別途申込書あり)
- ・自治会や近隣住民、その他関係者との連絡・調整

【給餌者・申請者】

**TNR活動の実施**

\*ボランティアが病院への運搬等を行う場合は、事前にスケジュールや費用等について調整すること。

**子猫の里親探し**

【近隣住民】

**TNR活動への協力**

- ・実施期間中は、飼い猫をなるべく外に出さない。
- ・実施期間中は、飼い猫になるべく首輪をつける。
- ・飼い猫の不妊手術を未実施の場合は、手術を検討する。

【ボランティア】

**TNR活動への協力(給餌者が実施できない場合)**

\*捕獲、運搬など

・給餌者への適正飼養、里親探し等のアドバイス

※基本的には、子猫もTNRの対象とする。(保護はしない。)ただし、現場の状況や猫の体調その他の理由により保護が必要とボランティアが判断した場合は、この限りではない。